○農林水産省告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町伊香保字乙ノ硯石五〇九の一三三、北群馬郡吉岡町大字上野田字湯出入三一六六の三三一六八、利根郡みなかみ町新巻字芦沢二一一八、湯宿温泉字鍛治窪二一九七の一、二一九八、月夜野字黒岩七九三、七九四、字小田野七九八の一、七九九、字八木野八五九、八六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県吉妻郡中之条町大字小雨字下平八二六の四、八二八の一、八二八の二、大字折田字十二平一九三八、一九四五から一九四七まで、一九四九、一九五〇、東吾妻町大字本宿字柳平七八九、字船頭畝八五二の一、八五三の一、字坂上九〇八の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下平八二六の四・八二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八二八の二、字十二平一九三八、一九四五から一九四七まで、一九四九、一九五〇、字柳平七八九、字船頭畝八五二の一、八五三の一、字坂上九〇八の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字笹平六八八の五、六八九の五、六九五の四、六九六の五、七一〇の一八、七一〇の七二、七一〇の四、七一一の五、七一一の七、字丸七四一の五六、七四二の五、七四二の六、七四二の一七

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年十二月二日国土交通省告示第千四百三十二号成田都市計画道路事業三・四・三十二号北千葉道路線

三　事業施行期間　自平成十九年六月六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町近家及び同市津島町高田地内）

第3　起業地

1　収用の部分　愛媛県宇和島市津島町近家及び津島町高田地内

2　使用の部分　愛媛県宇和島市津島町近家及び津島町高田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県宇和島市津島町岩松地内から同市津島町高田地内までの延長3.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事（宇和島道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知市を起点とし、四万十市、宇和島市等を経て松山市に至る延長約355kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する愛媛県宇和島市及び南宇和郡愛南町（以下「本地域」という。）は、海面養殖業等が盛んな地域であり、水産品としてはマダイやブリ類等の養殖が行われており、これらの水産品は関東及び関西方面等へ出荷されている。

しかしながら、本地域にはこれらの物流等を担う主要幹線道路が本路線しかなく、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民の地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、宇和島市津島町高田地内で17,113台／日であり、混雑度は1.40となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線（宇和島道路）の他の区間と接続し、高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年８月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。